

令和2年
3月2日から
届出制度が
始まります！

【下関市立地適正化計画】に基づく 事前届出制度について

開発行為・建築等行為を計画されている皆様へ

👉 「立地適正化計画」について

下関市では「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」を進め、持続可能な都市構造を実現するため、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」を策定しました。

👉 「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」について

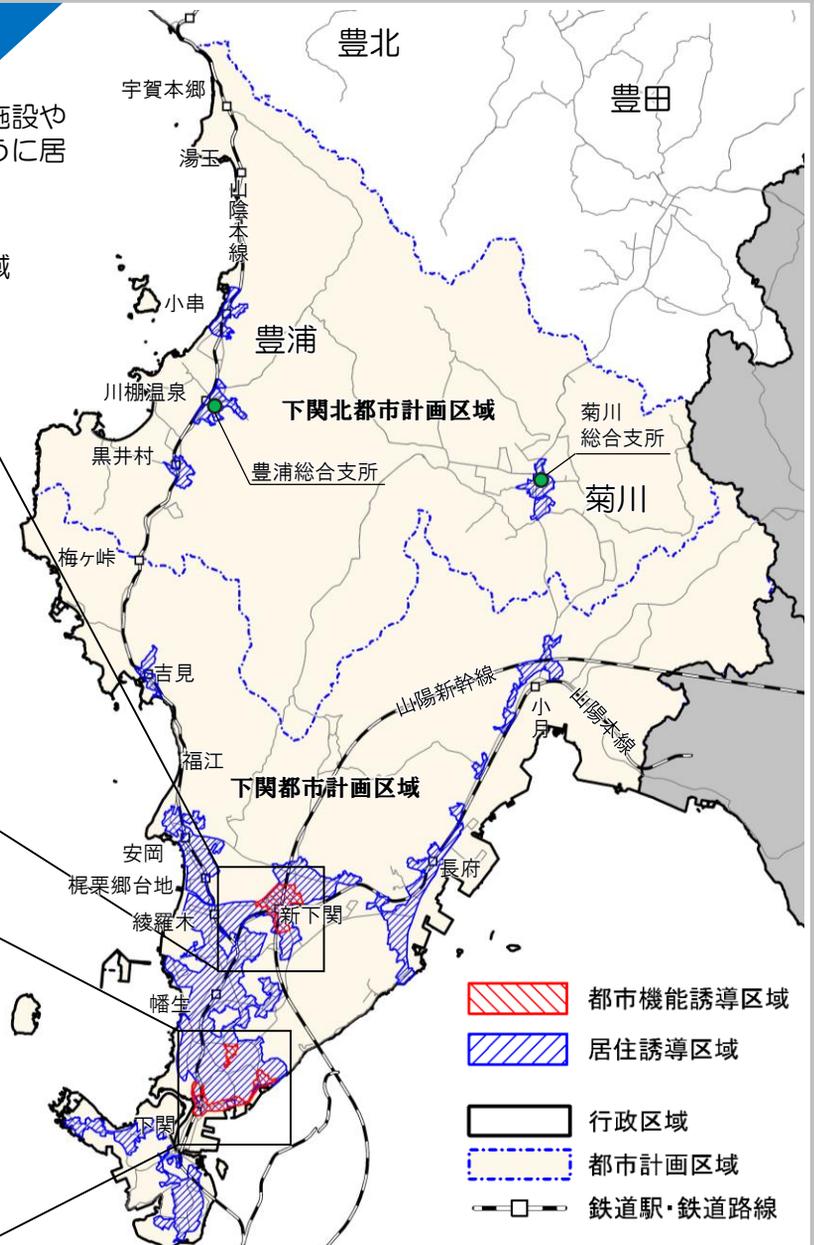
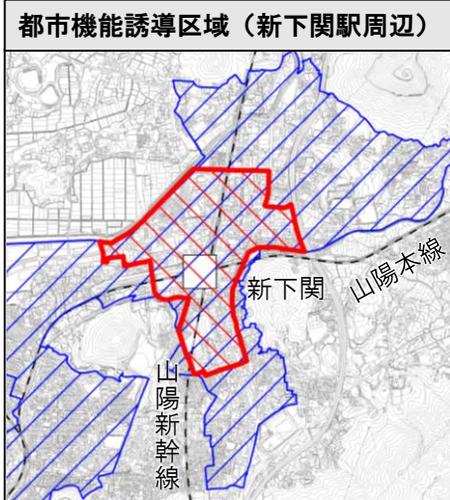
本市では、約27万人の人口が2040年には20万人を下回ると予測され、高齢化も引き続き進行すると予測されています。今後は、人口減少・少子高齢化が進展しても、日常生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、できるだけ駅など公共交通でアクセス可能な拠点周辺に居住や都市機能を誘導するとともに、拠点間を公共交通で効率的に結び利便性の高いまちづくりを進めます。

👉 「事前届出制度」とは

この計画の公表により、**居住や都市機能を誘導する区域の内外で一定の行為をされる場合は、行為に着手する日の**30日前**までに市長への届出が必要**です。

誘導区域の範囲と誘導施設

- 居住誘導区域
人口密度の維持により、生活サービス施設やコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域
- 都市機能誘導区域
各種サービスの効率的な提供を図る区域



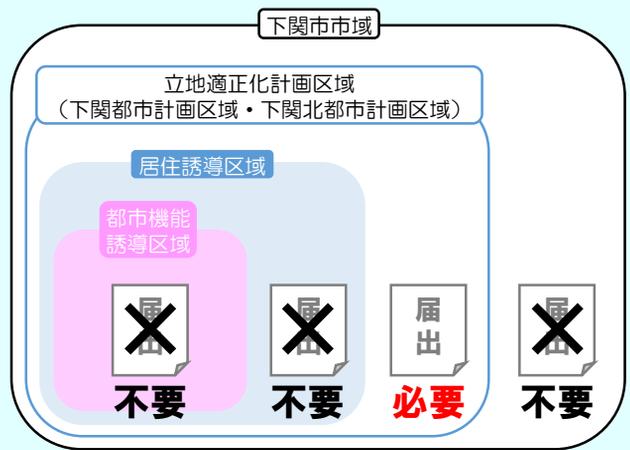
※ただし、土砂災害特別警戒区域は居住誘導区域に含みません。

届出が必要な行為について

●居住誘導区域外で届出が必要な行為

新規立地の場合、以下の行為について届出が必要です。

開発行為	建築等行為
<ul style="list-style-type: none"> 3戸以上の住宅建築が目的の開発行為 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



●都市機能誘導区域外で届出が必要な行為

開発行為	建築等行為
<ul style="list-style-type: none"> 誘導施設※を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物を新築する場合 建築物の改築、または用途変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※誘導施設については、お問合せください。

ご注意ください!

●都市機能誘導区域内で届出が必要な行為
都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合についても届出が必要になります。

誘導施設の休止・廃止

- 誘導施設を休止、もしくは廃止しようとする場合

届出の時期・手続きの流れ

開発行為・建築等の行為の着手、もしくは誘導施設の休止・廃止の**30日前**までに市長への届出が**必要**です。

届出書の様式

【住宅の建築等】

- 様式1 (開発行為)
- 様式2 (建築等行為)
- 様式3 (変更)

【誘導施設の建築等】

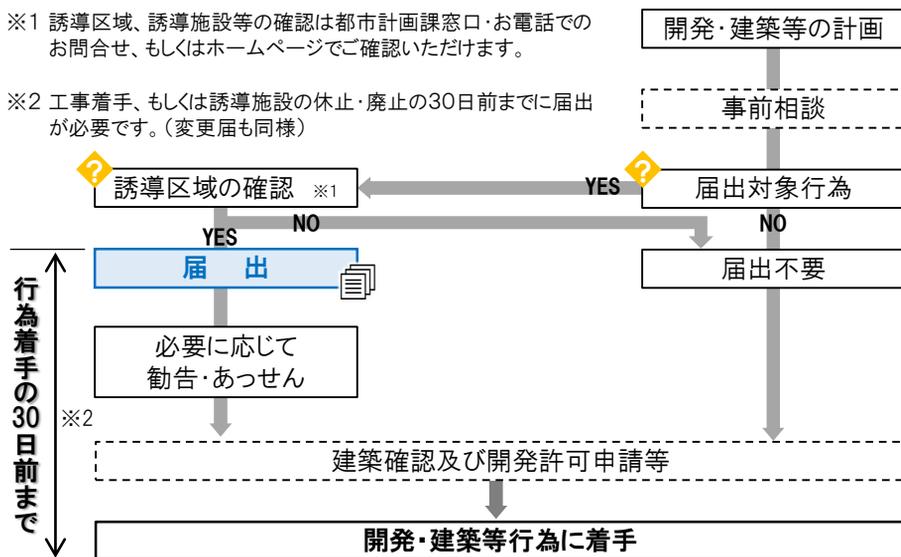
- 様式4 (開発行為)
- 様式5 (建築等行為)
- 様式6 (変更)

【誘導施設の休止、廃止】

- 様式7 (休廃止)

※1 誘導区域、誘導施設等の確認は都市計画課窓口・お電話でのお問合せ、もしくはホームページでご確認いただけます。

※2 工事着手、もしくは誘導施設の休止・廃止の30日前までに届出が必要です。(変更届も同様)



届出に関する詳しい内容は、以下にお問合せください。

【お問い合わせ先】

下関市都市整備部 都市計画課 計画係

〒750-8521 下関市南部町1番1号

TEL 083-231-1932 FAX 083-231-4799

市HP検索

下関市立地適正化計画

検索